

基本目標② 「包括的な相談支援の体制づくり」の推進

第1節 包括的な支援が求められる背景（支援の輪）

- 市だけでなく、日本社会全体では、家族の規模の縮小や多様化による家族機能の低下、地域のつながりの希薄化による地域の支え合いの機能の低下などが指摘されるようになってきました。
- また、近年の雇用環境の変化により、特に非正規労働者が増加するなど、若年層や中高年、ひとり親家庭など稼働年齢層の問題も顕在化するようになってきています。
- こうした社会の変化の中で、家族や地域社会、雇用とうまくつながれない人の課題が、生活困窮、子どもの貧困、引きこもり、多重債務、ごみ屋敷、孤立死といった形で顕在化するようになってきています。
- こうした課題に対しては、身近な地域での支え合いを強化し、つながりを再構築していく取り組みが不可欠ですが、同時に専門職が縦割りではなく、包括的に支えていくような支援の体制を構築していくことが重要になってきています。

第2節 （仮称）相談支援包括化推進員の配置

- 個別の福祉課題、なかでも複雑な課題を抱えた世帯の問題や「制度のはざま」といわれるような問題は、例えば、「認知症の高齢者と中高年の引きこもりの息子」や「介護と育児に同時に直面したひとり親家庭の母親」といったように、一人の専門職や1つの機関、そして1つの分野では対応できません。そのため、分野を横断した包括的な相談支援の体制を構築していく必要があります。ところが、現実の福祉制度は障がい、高齢、児童と分野ごとに縦割りになっており、こうした課題に応えることが難しいのが現実です。
- そこで、第3期計画においては、専門職同士が連携して複雑な課題を抱えた世帯の問題や制度のはざまの問題を「丸ごと」受け止めることができる体制を構築することを目指します。
- 具体的には、図6に示したように、地域住民が何らかの形で発見した「気になる世帯」や地域で解決することが困難な個別の課題を、社会福祉協議会の地域担当者や地区市民センターのような身近な相談窓口（行政機関）に「つなぎ」ます。こうした課題のうち、地域とともに解決することが可能な課題は、地域の中で専

専門職と地域住民が協力して解決していくことができますが、地域住民や縦割りの分野の専門職や制度だけでは解決できない課題は新たに配置する（仮称）「相談支援包括化推進員」（以下、「相談支援包括化推進員」という。）につなぎ、課題を丸ごと受け止め、解決できる体制の構築を目指していきます。

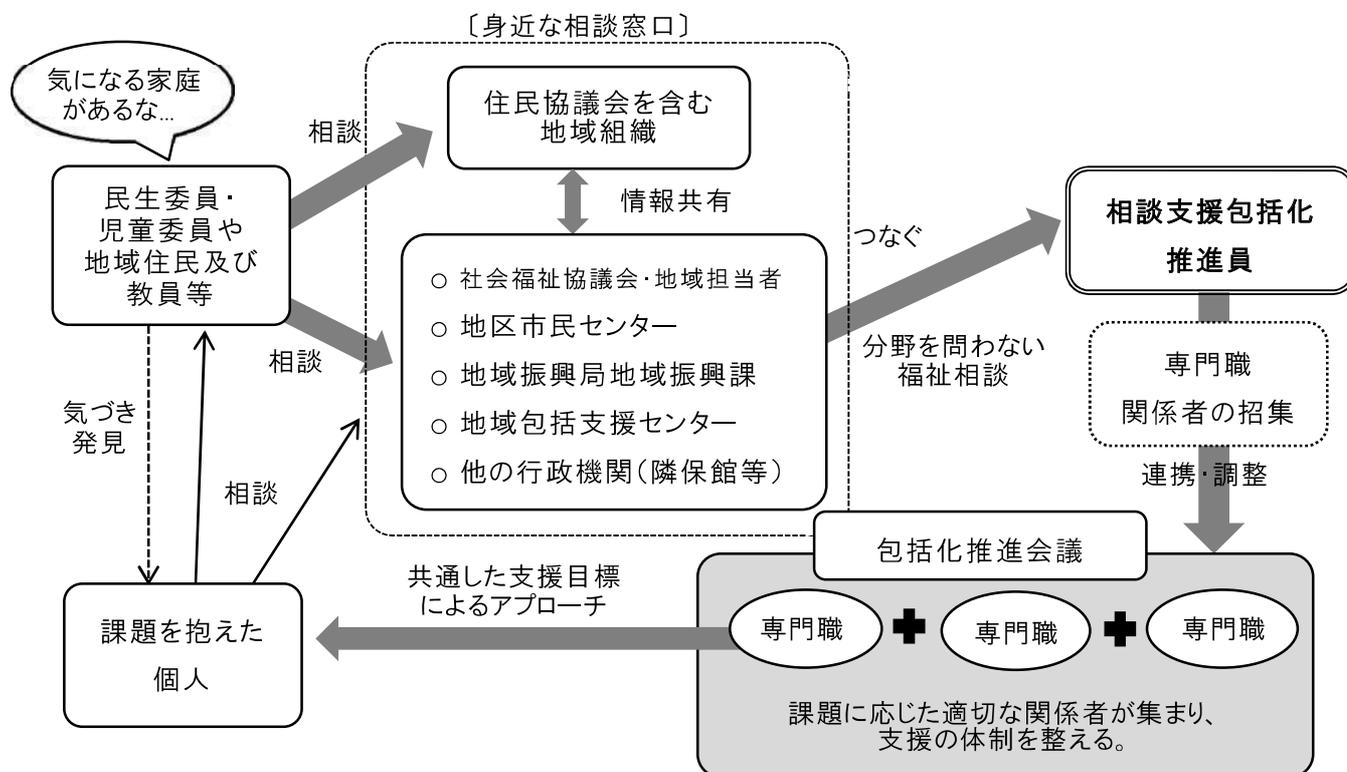


図 6 松阪市における包括的な相談支援の体制のイメージ

1. 相談支援包括化推進員の役割

- 「相談支援包括化推進員」は、地域で解決が困難な課題を一人で解決する専門職ではなく、課題別に適切な関係者を招集することでチームで解決に当たるための連携や調整の中心となる役割を果たす専門職であることを想定しています。
- 例えば、ひとり親の母親と不登校の小学生、介護が必要な高齢者が同居しているような場合、母親のダブルケア状態への支援、高齢者への介護支援、子どもへの支援がばらばらの相談窓口で行われてきました。相談支援包括化推進員は、それぞれに関わる専門職が一堂に会する場（包括化推進会議）を作り、関係者が一人ひとりではなく、世帯に対してどのような目標に従って、どのように支援していけばよいかに合意し、協力して支援していく体制（支援の輪）を整えることになります。

- 「相談支援包括化推進員」がこうした役割を果たしていくためには、その役割が関係者に周知され、行政の関係部局間で庁内連携がスムーズに行われるようにしていくことが不可欠です。
- また、専門職だけで解決するのではなく、ある程度解決のめどがたった場合には、地域の関係の中で暮らしていけるよう、地域住民等と連携して支援していくことが必要になります。
- さらに、「制度のはざま」の問題を支援していくためには、個別支援だけではなく、足りない資源の開発や新たな支援の枠組みの構築も必要になります。「相談支援包括化推進員」を中心とした包括化推進会議が、新たに開発することが必要な社会資源を明らかにし、それに対して行政関係部局や社会福祉協議会、住民協議会等の関係者が協働して社会資源開発に取り組むことが必要です。

2. 配置

- 相談支援包括化推進員の配置については、地域福祉課が中心となり、各関係機関との協議を重ね、設置機関や人員体制、またそうした職員に求められる能力などについて検討を進めます。

第3節 専門職間の連携強化

- 現在、社会福祉の相談支援の体制は、高齢者、障がい者、子どもの分野にそれぞれ分かれており、各分野ごとの計画で位置づけられています。また、平成27年には生活困窮者自立支援制度が開始され、生活に困りごとや不安を抱えている場合に相談にのることができる相談窓口が設置されたことにより、相談支援の体制は次第に強化されるようになっていきます。
- しかし、1つの世帯に複合的な課題がある場合や、ダブルケアのように同時に2つの課題に直面した場合などには、こうした縦割りの相談支援の体制では、困りごとを包括的に受け止めることができません。
- そこで、相談支援包括化推進員による専門職が一堂に会する場（包括化推進会議）だけでなく、日常的にそれぞれの相談窓口で受けた相談に対し、適切に連携し、制度のはざまの問題や複合的な課題がある市民の相談を包括的に支援していくことが重要です。

- そのために、各種相談支援の窓口の役割を整理し、関係部局を横断して、連携に向けた方策を検討します。

